

心身障害者・ひとり親家庭等・老人・乳幼児等

岡山県医療費受給資格証を お持ちの皆さんへ

現在、県の心身障害者・ひとり親家庭等・老人の各医療費受給資格証をお持ちの人で、引き続き対象となる人に、新しい受給資格証を3月中旬に送付します。4月以降は、新しい受給資格証を医療機関等へ提示の上、受診してください。

1 心身障害者医療費

65歳未満の人で、①身体障害者手帳1級・2級に該当する人
②療育手帳A判定に該当する人
③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の両方を所持している人がそれぞれ対象です。

現在の受給資格証の有効期限は3月31日までです。

なお、4月1日から、外来受診の一部負担金の月額上限額が、所得区分「低所得Ⅰ・Ⅱ」の人については、「表1」とおり変更となります。

2 ひとり親家庭等医療費

対象となるのは、①ひとり親家庭の親、および高校3年生までの生徒等※②父母のいない生徒等③父母のいない生徒等を養育している配偶者のない人です。

現在の受給資格証の有効期限は3月31日までです。

また、ひとり親家庭等の人のについても、外来受診の一部負担金の月額上限額は、4月1日から【表1】が適用されます。

なお、満18歳になった人、高等学校等を卒業した人、また養

3 老人医療費

現在、お持ちの受給資格証では、負担割合が4月1日から「2割」となっていますが、医療制度改正により、引き続き1割負担で受診できるようになりました。

受給資格証の有効期限は6月30日までとなっていますが、これに伴い、新しい受給資格証を送付します。

乳幼児医療費の対象となります。

※小学6年生までの乳幼児・児童は、育している子ども全員がこれらに該当する保護者は、資格を喪失します。ただし、満18歳以上で、現在、高等学校等に在学中の人は、引き続き受給資格がありますので、保険課までご連絡ください。

4 乳幼児等医療費

小学6年生までが対象となっていますので、今春、小学校を卒業する児童は、3月31日で資格を喪失します。

なお、ほかの医療費（ひとり親家庭等・心身障害者）の受給

【表1】所得区分ごとの一部負担金の月額限度額(心身障害者・ひとり親家庭等)
※平成21年4月1日から適用

所得区分		一部負担限度額(月額)	
		外来のみの場合	外来と入院がある場合
一定以上	生計中心者の市県民税課税所得が145万円以上の世帯に属する人	44,400円	80,100円+1%
一般	ほかの区分に入らない人	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ 世帯員の市県民税所得割の合計額がない人	4,000円 (現行2,000円)	12,000円
	Ⅰ 「低所得Ⅱ」のうちで、すべての世帯員について合計所得金額がない人	2,000円 (現行1,000円)	6,000円

資格がある人は、交付申請の手続きを行ってください。

有効期限を過ぎた受診資格証は、保険課、各地域局、各地域市民センターへご返却ください。

■問い合わせ 保険課健康保険係(☎0258)、各地域局住民福祉課

後期高齢者医療制度 平成21年度の保険料納付方法

■問い合わせ 保険課健康保険係 (TEL)0258)
岡山県後期高齢者医療広域連合 (TEL)086-245-0090)

75歳以上の人(一定の障害があり、申請により認定を受けた65歳以上の人を含む)は、後期高齢者医療制度に加入となります。

平成21年度の保険料は7月中旬に決定しますが、4月以降の保険料の納付方法については、次のとおりです。

① 現在、年金から天引きされている人

今年2月に天引きされた金額と同額の保険料が、4月以降も天引きされます。

② 平成20年度の保険料軽減措置(※)等によって、昨年10月以降、年金からの天引きが中止になった人

7月から9月までは、納付書等で保険料をお支払いくださいます。10月からは、年金からの天引きが再開されます。

(※)保険料の均等割額8.5割、所得割額5割を軽減。

③ 平成20年4月2日から10月1日までに制度に加入した人

4月から、年金からの天引きが開始されます。

天引きされる金額は、4月上旬に送付する「仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書」でお知らせします。

④ 平成20年10月2日以降に制度に加入した人

6月以降、誕生月の早い人から順次、年金からの天引きが開始されます。

開始時には、「仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書」で、天引きされる金額をお知らせします。

注意事項

(1) 年金が年額18万円未満である、介護保険料との合計額が受給額の2分の1を超えている等、年金からの天引きの対象とならない場合があります。

(2) 申し出により、年金からの天引きを口座振替に変更することができます。また、納付書による納付も口座振替に変更できます。詳しくは、保険課へお問い合わせください。

妊婦健診費用の助成を拡充

14回まで

市は、妊婦の皆さんに、費用の心配をすることなく安心して健診を受け、出産していただくため、現在、5回分の妊婦健診無料券を交付しています。2月から、9回分の費用助成を追加し、14回まで拡充することとなりました。

2・3月に妊婦健診を受診する人

受診した医療機関等で健診料金を支払った後、その領収書を添えて申請してください。

助成額を決定し、申請者へ通知後、指定口座に助成金を振り込みます。

▽助成内容

1回につき6480円まで(無料券使用分を除く)

▽申請に必要なもの

母子手帳、妊婦健診の領収証、印鑑、振込先金融機関の口座番号

4月以降の妊婦健診受診

現在、交付している妊婦健診無料券は、4月以降は使用できません。新しい妊婦健診受診券と交換しますので、健康づくり課、または各地域局で、4月1日以降に手続きしてください。

また、4月1日現在で妊娠39週未満の人には、追加の妊婦健診受診券を交付します。

▽手続きに必要なもの
母子手帳、母子保健ガイド(無料券つづり)

なお、県外の医療機関(里帰り出産)や助産所で受診される場合も、出産までの14回の妊婦健診費用を助成します。詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 健康づくり課母子保健係 (TEL)02228)、各地域局住民福祉課

